

西宮市立こども未来センター
清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

令和7年1月

西宮市立こども未来センター

目 次

〈本件入札手続きの流れ〉	1
1. 設置対象場所及び数量	2
2. 応募資格	2
3. 契約内容等	2
4. 入札参加申込	3
5. 入札及び開札	4
6. 契約手続きの説明	6
7. 契約について	6
8. その他	6
9. 問い合わせ先	6
【別表】	7

<本件入札手続きの流れ>

【令和7年1月8日（水）】入札公告



【令和7年1月15日（水）】質問書の提出期限



【令和7年1月20日（月）】質問書の回答（予定）



【令和7年1月20日（月）】入札参加申込書の受付開始



【令和7年1月27日（月）】入札参加申込書の受付締め切り



【令和7年2月6日（木）】入札及び開札



【令和7年3月】貸付契約の締結手続き



【令和7年4月】自動販売機設置・供用開始

西宮市立こども未来センター清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

西宮市立こども未来センターに設置する清涼飲料水等自動販売機（以下、「自動販売機」）の設置事業者選定の入札に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1. 設置場所及び数量

西宮市高畑町2番77号 西宮市立こども未来センター1階（屋内） 1台

2. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り、応募することができます。

- (1) 大阪・神戸市を含む阪神間に本支店又は営業所がある者であること。
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、募集年度を含む連続した過去3年以上の実績を有していること。
- (3) 国税又は西宮市税を滞納していないこと。
- (4) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属する者でないこと。
- (6) 本市が実施した同種の設置事業者の公募において、売上納付率提案後若しくは貸付契約後に正当な理由なく辞退し、若しくは貸付契約を解除され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

3. 契約内容等

(1) 契約形態

本募集である自動販売機設置事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、西宮市が事業者に対し、行政財産である土地、建物の一部を貸し付ける方法により行います。

(2) 用途の指定

自動販売機の設置に限定します。本市の承認を得ずに用途を変更することはできません。

(3) 使用の条件

契約にあたって付する条件は、別紙「行政財産有償貸付契約書（案）」及び「西宮市立こども未来センター清涼飲料水等自動販売機設置仕様書」のとおりです。

(4) 権利設定及び譲渡の禁止

土地及び建物を転貸すること、権利の譲渡及び担保に供することはできません。

(5) 契約期間

令和7年4月から令和12年3月31日まで（5年間）

ただし、自動販売機は令和7年4月中に設置するものとします。

(6) 貸付料

西宮市公有財産規則第31条第1項第2号により、年度ごとに算定した貸付料を本市の請求に基づき、その指定する納付書により期日までに全額を前納してください。(P7別表参照)。

なお、使用を開始する日が月の初日でない場合、または使用を終了する日が末日でない場合における当該月の使用料は日割計算とする。

※全額前納のため、保証人は不要。

(7) 電気料金

自動販売機の使用に必要な電気料金は、全て借受人の負担とします。また、電源は当該施設のものを利用すること。これにあたり電気設備等工事が必要な場合は、工事内容を市と協議の上、設置事業者の負担により実施すること。また、自動販売機に電気使用量の個別(参考)メーターを、設置事業者の負担によって設置すること。

(8) 売上納付金

自動販売機の売上金額に、借受人が入札した納付率を乗じた額(10円未満の端数は切上げ)とします。借受人は、自動販売機の売上状況を毎月取りまとめ、四半期ごとに売上報告書を提出し、市の請求に基づき、その指定する納付書により期日までに納付してください。

(9) 借受人の義務

- ① 借受人は、善良なる管理者の注意義務をもって本件土地及び建物を使用してください。
- ② 借受人は、市が本件土地及び建物の状況等につき実地に調査し、または所要の報告を求めた場合には、協力する義務があります。

(10) その他

自動販売機に関する利用者への対応は借受人が一切の自己責任で行うものとします。

① 自動販売機の維持管理責任

商品管理、売上金回収・つり銭補充の金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないように努めること。

② 衛生管理

自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理および感染症対策については、関係法令を遵守し徹底を図ること。

③ 他は、「西宮市立こども未来センター清涼飲料水自動販売機設置仕様書」のとおり

4. 入札参加申込

(1) 参加申込受付期間

令和7年1月20日(月)から令和7年1月27日(月)午前9時から午後5時まで

(2) 参加申込受付場所

西宮市高松町2番77号 西宮市立こども未来センター3階 発達支援課

(3) 参加申込に必要な書類

- ① 入札参加申込書(様式1 A4サイズ両面)
- ② 誓約書(様式2 A4サイズ両面)

③ 印鑑証明書（発行後3か月以内）

④ 資格審査資料

ア 自動販売機の設置業務実績のわかるもの（募集年度を含む連続した過去3年以上の実績）

イ 国税納税証明書（その3の3）

ウ 西宮市の市税納付状況証明書（納付すべき西宮市税がない場合は不要）

エ 登記事項証明書（発行後3か月以内）

オ 法人概要書（会社案内のパンフレット等）

※登記事項証明書については、履歴事項証明書の原本を提出してください。ほかの書類については、その写しで差支えありません。

(4) 参加申込の手続き

申込受付期間内に、本募集要項4（3）に列挙する必要書類を、受付場所に直接持参してください。

※持参以外の方法による受付は行いません。

(5) 参加申込にあたっての留意事項

① 選定後の行政財産有償貸付契約は、入札参加申込書に記載した名義で締結してください。

② 提出された書類一式の内容が、本募集要項2（1）から（6）のいずれかに反する場合は受付を取消します。

(6) 質問及び回答

本入札に関する質問については、質問書（様式3）を電子メールで提出してください。質問書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答は、本市ホームページに掲載します。

質問受付期間：令和7年1月8日（水）から令和7年1月15日（水）正午まで

質問の提出先：vo_wakaba@nishi.or.jp

メール件名：「自動販売機設置事業者募集に関する質問」としてください。

質問への回答：令和7年1月20日（月）を目途に回答予定です。

5. 入札及び開札

(1) 入札日時

令和7年2月6日（木）午後2時00分

(2) 場所

西宮市立こども未来センター4階 会議室2・3

(3) 提出書類（当日持参するもの）

① 入札書（様式3）

② 委任状（様式4） ※代理人により入札しようとする場合のみ

③ 印鑑 ※代理人により入札しようとする場合は、委任状に押印した印鑑

(4) 入札の投函方法

① 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印（入札参加申込書と同じ印鑑。代理人により入札する場合は委任状に押印した印鑑）の上、封筒に入れ、入札箱に投函してください。なお、当日出席しなかった者又は遅刻した者は、棄権とみなします。

② 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状は担当職員の指示に従い提出してください。

(5) 入札書の表示

最低売上納付率は15%とします。売上納付率は百分率で表示し、小数点以下は表示しないでください。小数点以下を表示した入札書は、小数点以下を切り捨てて計算します。

(6) 入札書の書換え等の禁止

応募者は、入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 開札

- ① 入札書は、全入札参加者が投函後、直ちに入札参加者立ち合いのもとで行います。
- ② 入札参加者が開札に立ち会わないときには、当該審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ③ 開札に立ち会わなかった場合は、結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 入札書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低売上納付率（15%）を下回るもの。
- ② 入札参加資格がない者が入札したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が入札したもの。
- ③ 入札書に記名押印がないもの。
- ④ 本市所定の提案書を用いなかったもの。
- ⑤ 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をした場合、その全部の入札。
- ⑥ 入札参加者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札。
- ⑦ 他の入札参加者の代理人を兼ね2人以上の代理人として入札した場合、その全部の入札。
- ⑧ 売上納付率又は入札参加者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑨ 売上納付率を訂正したもの。
- ⑩ 入札手続きに関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑪ その他入札に関する地方自治法、同施行令及び西宮市契約規則に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者は最低売上納付率以上で、かつ、売上納付率が一番高い事業者を選定します。ただし、その入札が無効となった場合には、有効な入札書のうち、最低売上納付率以上で次に高い売上納付率を提案した者を選定します。設置予定事業者には、選定後、引き続き契約に関する説明を行います。

(10) くじによる設置事業者の決定

一番高い売上納付率を提案した事業者が2者以上ある場合は、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。対象者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（当該事務に関係のない職員）が当該対象者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 入札結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その法人名および決定売上納付率を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を開札に立ち会った入札参加者に公表します。また、結果について

は、本市ホームページにて公表します。

(12) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがあります。

6. 契約手続の説明

(1) 契約手続の説明は、入札終了後に引き続き行います。

(2) 契約説明会には、設置予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。

(3) 正当な理由がなく、契約説明会に出席しない場合は、設置予定事業者の資格を取り消します。

7. 契約について

貸付契約の締結は令和7年3月中旬頃を予定しています。

なお、貸付契約は入札参加申込書に記載された名義で行います

8. その他

(1) 貸付契約の締結及び履行に関する一切の費用については、借受人の負担となります。

(2) 自動販売機設置場所については、令和7年1月8日（水）から令和7年1月27日（月）まで見学が可能です。ただし、見学する場合は西宮市立こども未来センター発達支援課担当へ事前にご連絡の上、施設利用者の迷惑とならないようご配慮ください。

(3) 提出された入札書類等は返却しません。

(4) 本件入札のために提出された書類等に記載された個人情報、本件入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しませんが、資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

9. 問合せ先

西宮市高畑町2番77号 西宮市立こども未来センター3階

発達支援課総務・企画チーム 松崎

電話 0798-65-1936

Mail vo_wakaba@nishi.or.jp

【別表】

設置場所	所在地（地番）	（参考）令和7年度貸付料 （1㎡当たり・月額）※1	令和5年度 売上金額実績※2
こども未来センター 1階サロン（屋内）	高畑町 20 番 10	958 円	481,700 円

※1 小数点以下を切り捨てて表示しています。なお、実際に納付していただく金額は、1㎡あたりの月額貸付料（小数点以下切捨て前）に、自動販売機と空き容器分別回収箱の設置面積の合計を乗じて得た金額の小数点以下を切捨てた金額とするため、表示している月額貸付料に設置面積を乗じて得た金額とは異なる場合があります。

※2 あくまでも過去の実績であり、売上を保証するものではありません